

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人政治経済研究所（以下「この法人」という。）の定款第29条第3項の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる理事長及び業務執行理事をいう。

(法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事及び業務執行理事の設置)

第5条 理事のうち1名を理事長とする。

- 2 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

(理事長)

第6条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1)代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2)理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3)毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(業務執行理事)

第7条 業務執行理事の職務権限は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

- 2 毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 3 執行理事は、第1項に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。ただし、理事長の代表権に係る職務権限を除く。

(代行順序の決定)

第8条 前条第3項に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補 則

(細 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人政治経済研究所の設立の登記の日(2011年10月11日)から施行する。